

令和8年度(7年分)給与支払報告書(総括表)

令和 年 月 日 提出(あて先) 飯能市長

2月2日までに提出してください。

指定番号

追加・訂正	給与の支払期間	令和 年 月分から	月分まで
給与支払者の 法人番号又は個人番号	5 事業種目その他 必要な事項		
1 給支所 在 者地 (住所) 及び (フリガナ) 名 称 (氏名)	6 受給者総人数 (他市区町村分も含む) 飯能市への報告人員		
	給与より特別 徴収する人数	人	
	普通徴収対象者 (退職者)	人	
	普通徴収対象者 (退職者を除く)	人	
	合 計	人	
2 代表者の 職 氏 名	所轄税務署名 税務署		
3 連絡者の係 及び 氏名 並びに号 電話番号	係 氏名 () - 内線	給与の支払方法 及びその期日	
4 会計事務所 等の名称	() -	納入書の送付	要・不要

個人住民税は原則、特別徴収です。普通徴収切替理由の明記等がない場合、原則、特別徴収とします。
普通徴収切替理由で疑義が生じた場合は、確認の連絡をしますので、予め御承知おきください。

提出前のチェック項目 (※必ず確認してください)

1	受給者及び扶養親族の氏名・フリガナ等を記載していますか。	はい
2	普通徴収対象者は摘要欄に「普通徴収」及び符号(普A~普F)の記載がしてありますか。	はい
3	住宅借入金等特別控除適用者は区分を記載してありますか。また特定取得の場合は区分横に(特)、特別特定取得の場合は区分横に(特特)の記載をしてありますか。	はい
4	中途退職者、雇用形態の違う従業員(日雇い等)の報告書も入っていますか。	はい
5	生命保険料の内訳金額が記載されていますか。	はい
6	法人番号、個人番号は記載されていますか。(扶養親族等についても)	はい
7	所得金額調整控除適用者は控除金額等を記載してありますか。	はい

※本市総括表以外を使用する場合で
必ずこの総括表を同封してください。

給与支払報告書の提出について

この給与支払報告書は令和8年度の住民税の基礎資料となりますので、御多忙中恐れ入りますが、下記注意事項に御留意のうえ令和8年2月2日までに御提出ください。

注意事項

eLTAXで給与支払報告書を提出される事業所様へ

- ① 令和8年度給与支払報告書の提出について、eLTAXを利用される事業所様へは、令和9年度分からの給与支払報告書総括表は送付しませんので御理解、御協力の程よろしくお願ひいたします。

総括表について

- ① 追加報告の場合は「追加」、訂正報告の場合は「訂正」をそれぞれ〇で囲んでください。
- ② 報告対象者は令和7年中に給与の支払があり、令和8年1月1日現在（令和7年中に退職した方は退職日）飯能市に住民登録がある方（※）です。
- ※実態の居住地ではなく、住民登録地を御確認のうえ、御提出をお願いいたします。
- ③ 中途退職者、日雇い、アルバイト等の雇用形態にかかわらず、「令和7年中に給与支払された方」については給与支払報告書を御提出ください。
- ④ 飯能市提出分は、この総括表を御使用ください。
- ・本市総括表以外を御使用される場合でも必ずこの総括表を同封してください。
 - ・給与支払報告書の提出を会計事務所等に依頼している場合には、この総括表を会計事務所等にお渡しください。
- ⑤ 住所等に変更、誤りがありましたら朱書で訂正してお送りください。給与支払者の名称を変更される場合は、フリガナも記載してください。
- ⑥ 提出の際は総括表（1部）及び個人別明細書（1部）を確認のうえ同封の封筒を御使用ください。

給与支払報告書（個人別明細）について

- ① 受給者のフリガナ・生年月日・個人番号を必ず記載してください。
- ② 住宅借入金等特別控除適用者は区分及び住宅借入金等特別控除可能額、居住開始年月日を必ず記載してください。正確な区分等が記載されていないと住民税の金額に影響を及ぼす可能性がありますので、「年末調整のための（特定増改築等）住宅借入金等特別控除証明書」を御確認の上、記載してください。
- ③ 所得金額調整控除の適用を受けた方は、必ず「給与所得控除後の金額（調整控除後）」欄及び「所得金額調整控除額」欄へ正確な金額を記載してください。
- ④ 前職の支払分を含めて年末調整をした場合は、摘要欄へ「前職会社所在地」、「会社名」、「支払金額」、「源泉徴収税額」、「社会保険料金額」等を記載してください。また、前職が複数ある場合においても、同様に記載してください。
- ⑤ 報告対象者に退職や転勤などの異動があった場合は、異動届出書を御提出ください。

担当 飯能市役所財務部市民税課
住所 357-8501 飯能市大字双柳1番地の1
TEL 042-973-2111(代)
市町村コード 112097